

編集発行

川口市議会議員

宇田川 好秀

埼玉県川口市安行1117

TEL.048-294-3131

FAX.048-296-7070

印刷/コスモブリッツ株式会社

【討議資料】

うだかわよしひで

緑豊かな街づくり

宇田川好秀

市議会ニュース

vol.134(2025年3月)



資材置場の設置等の規制に関する条例について

川口市の市街化調整地域では、建築が制限される一方で、建築を伴わない土地利用については制限がなかったことから、資材置場が増えました。

大きく囲われた資材置場では景観の悪化に加え、騒音、振動、不適切な保管、違法な建築物が横行し、条例制定の必要性を訴えたことで、令和3年12月に全国に先駆けて『川口市資材置場の設置等の規制に関する条例』を制定し、不適切な資材置場の設置に関する規制が強化されました。

この条例では、一部で公然と行われている危険な資材堆積などの不適切な行為の抑制を狙うもので、特に新規設置に対する抑制に効果を発揮していますが、資材置場は振動・騒音・トラック危険運転など、周辺住民にとってはもはや迷惑行為を超えて精神を病む、命の危険を感じる事態が続いています。

そこで新たに条例の改正により、地域住民の安全安心をおびやかす問題を解決するため条例の見直しがなされました。

概要は、

- ① 既存の資材置場規制を強化し、許可制を導入すること。
- ② 資材置場の管理者を明確化すること。
- ③ 住民窓口の設置をすること。
- ④ 罰則の強化(検察との綿密協議により決定)。

川口市資材の適正な屋外保管に関する条例の概要

背景・必要性

■市内の資材置場をめぐる現状

- 令和4年7月に500㎡以上の資材置場の新規設置への許可制を創設する条例を施行
- 条例施行から令和6年10月現在までの許可件数は4件にとどまる一方、既存の資材置場周辺等において、騒音・振動や交通上の問題等に起因する周辺住民とのトラブルが引き続き発生している状況

■現行制度上の課題

- 条例施行前から存在する資材置場が許可対象ではなく、市として管理者等の情報把握ができておらず、また、管理者に対する強い権限を有していない状況
- 事業者から周辺住民への周知手続や苦情対応が不十分なケースが存在
- 市民の生活安全確保・生活環境保全上の支障が生じないよう基準の見直しが必要

現行条例を抜本的に改正し、既存の資材置場や小規模な資材置場を含めた包括的な規制とするとともに、市民の生活安全確保及び生活環境保全のために必要な規制強化を実施

見直しの概要

1. 既存資材置場等を含む包括的規制

- 既存の資材置場に対する許可制の創設
※立地基準・構造基準は適用除外。保管基準は6か月間の準備期間を確保
- 許可対象となる資材置場の面積の引下げ（500㎡→100㎡）
- 適正な管理が継続されるよう、許可を5年更新制とする
※一定の資材置場は許可の対象外

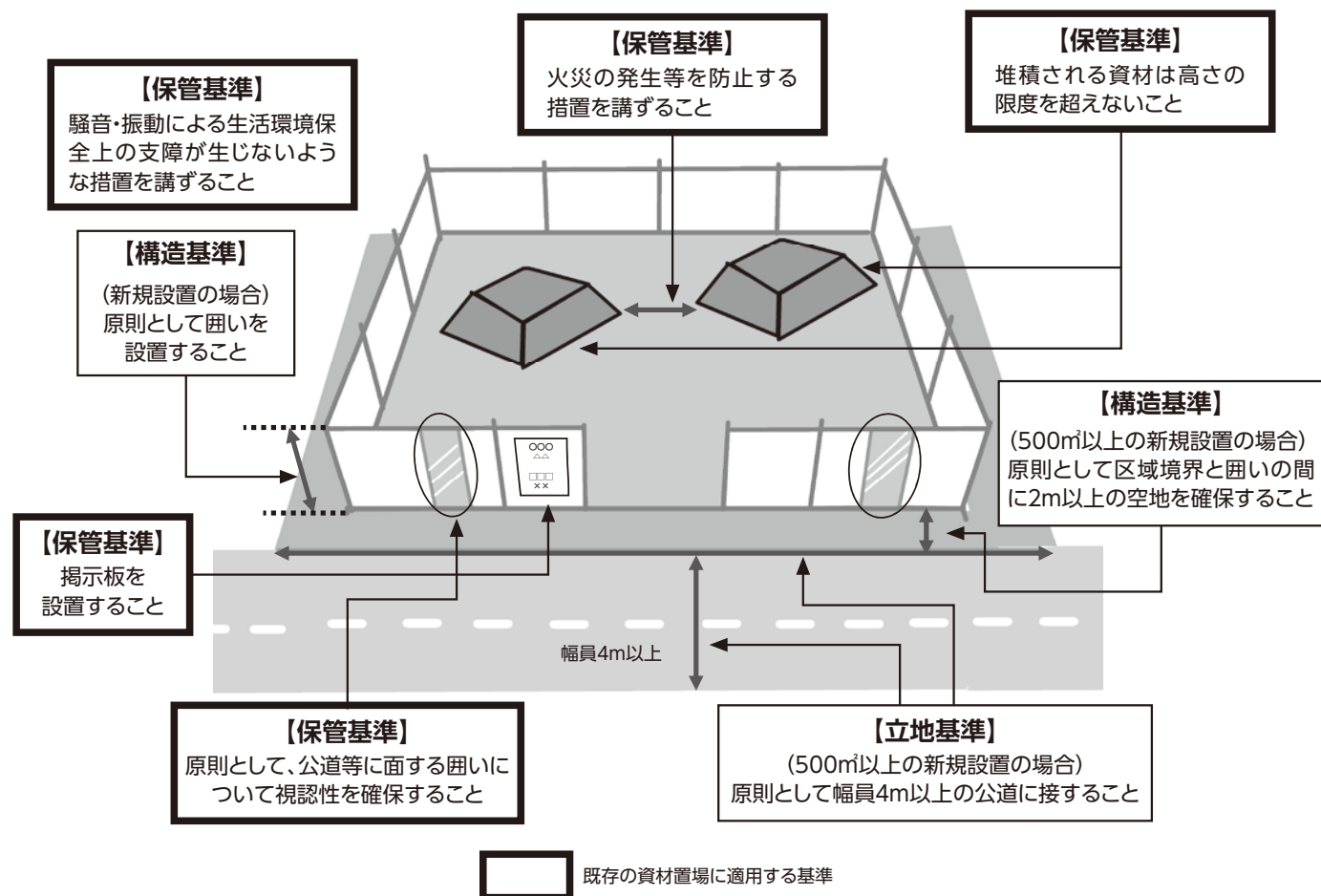
2. 住民説明手続の強化

- 資材置場の新規設置時の住民への周知手続を義務化
- 既存資材置場を含め苦情等の相談窓口の設置の義務化

3. 許可基準の見直し

- 不適正な事業者を排除するため一定の欠格要件を設ける
- 許可基準を立地基準・構造基準・保管基準に分類し、保管基準については既存資材置場にも適用
- 保管基準において、外部からの視認性の確保や騒音・振動が生じる場合は生活環境保全上の配慮等を義務づけ
- 立地基準において、幅員4m以上の一定の道路への接道を義務づけ（500㎡以上の資材置場に限り）
- 構造基準において、区域の境界と囲いの間に2mの空地確保を義務づけ（500㎡以上の資材置場に限り）等

基準を遵守した資材置場のイメージ



4. 実効性の確保

- 抑止力として機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する**罰則の引上げ**
（「30万円以下の罰金」→「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」。）
- 関係機関と連携した**パトロールの強化**
- 資材置場の新規設置時の事前協議を義務化し、関係法規への適合状況等を確認

※その他、盛土規制法、埼玉県スクラップヤード条例の制定等に伴い、関係法規との適用関係を整理

今後のスケジュール



※既存資材置場については、施行後6か月以内に市に届出を行うとともに、施行後6か月経過時点までに保管基準に適合させるものとする

川口市資材置場の設置等の規制に関する条例の見直しのパブリックコメントについて

●実施概要

募集期間：令和6年11月1日(金)～令和6年11月30日(土)

提出者：39人 意見数：240件

●回答の公表：令和7年3月中に川口市ホームページにて公表予定

●主な意見と回答

分類	意見の概要	回答	件数
不法行為等	外国人の非行・犯罪、マナーの悪さ等について規制すべき。	本条例(案)は、資材置場の不適切な設置等の防止を図ることにより、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とするものであり、外国人に着目して何らかの規制を行うものではありません。 一方で、資材置場を拠点とした各種行為が周辺環境を悪化させているとの意見をいただいていることにつきましては、必要に応じて、 <u>巡視活動等の機会において指導等を行ってまいります</u> 。さらに、現在、市の部局横断的な会議体を立ち上げ、本市の関係部署に情報共有を行っており、 <u>今後も、本市の関係部署はもとより、警察等の関係機関に情報共有し、連携して必要な対応を行ってまいります</u> 。	3件
	外国人の不法滞在・就労、不法投棄等を発見した時は警察への報告や合同立入を行うべき。	本条例(案)においては、不法投棄等の不適切な行為を迅速かつ円滑に覚知し、是正につなげていく観点から、 <u>囲いの一部に透明な板等を設けることを許可基準とします</u> 。 なお、不法投棄や不法就労等については他の法令により規制されていることから、本条例(案)はこれらの行為を直接規制するものではありませんが、 <u>巡視活動等の際に不法投棄と思われる資材を発見した場合や従業員の滞在資格等に疑義がある場合は、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります</u> 。	8件
	駐車・スピード違反、過積載トラック等について処罰を行うべき。	本条例(案)においては、交通の支障等の周辺への影響を軽減する観点から、500㎡以上の資材置場について一定の接道があることを許可基準とします。 なお、駐車・スピード違反や過積載のトラック等については他の法令により規制されていることから、本条例(案)はこれらの行為を直接規制するものではありませんが、 <u>巡視活動等の際に啓発を行うとともに、これらの行為を発見した場合は、警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります</u> 。	6件
	野焼き、宴会・バーベキュー等の目的外使用を禁止すべき。	私有地について、資材置場以外での(私的)利用を制限することは困難と考えます。 なお、野焼き等、他の法令により制限のあるものについては、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。	6件
条例運用上の懸念等	100㎡を超える資材置場を対象とすると、100㎡以下に分割された資材置場が乱立する可能性。	一般的に大規模な資材置場ほど周囲への影響が大きくなると想定されることや、これまで実際に苦情等の問題のあった資材置場の面積等を踏まえ、本条例(案)では100㎡を超える資材置場を規制の対象とするものです。 また、実質的に一体で運用される資材置場を100㎡以下に分割して許可申請の抜け道とするなどの条例の不適な運用を防ぐ観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、その中で「一団の土地」とみなす場合の考え方等を示してまいります。	17件
	500㎡未満に資材置場を分割することで、立地基準の適用を逃れようとする可能性。	一般的に大規模な資材置場ほど、搬入出の回数が増加し、交通の支障等の周辺への影響が大きくなると想定されることから、接道等の立地基準については500㎡以上の資材置場を適用対象とするものです。また、実質的に一体で運用される資材置場を500㎡未満に分割して立地基準適合義務の抜け道とするなどの条例の不適な運用を防ぐ観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、その中で「一団の土地」とみなす場合の考え方等を示してまいります。	15件
事業者の要件	事業者の納税状況や在留資格を確認する必要。	本条例(案)は、資材置場の不適切な設置等の防止を図り、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とするものであり、この目的を達成するために必要な範囲を超える個人の情報を調査・取得することや許可基準とすることは困難と考えております。	6件
保管基準(囲い)	資材置場の視認性を高める必要。	資材の屋外保管における不適切な行為を迅速かつ円滑に覚知し、是正につなげていく観点から、 <u>囲いの一部に透明な板等を設けることを許可基準とすることとしています</u> 。	6件
保管基準(公害対策)	騒音、振動の数値を定める必要。	本条例(案)においては、騒音、振動等への対応の観点から、市に提出する計画に、作業を行う日又は曜日及び時間帯を記載させ、計画と異なる時間帯における作業等があった場合には指導等を行うことを検討しております。 なお、騒音、振動の数値につきましては、埼玉県生活環境保全条例など他の法令等により定められていることから、本条例(案)はこれらの数値を定めるものではありません。	16件
処分	違反行為に厳罰を科すべき。量刑が軽すぎるため引き上げる必要。	本条例(案)では、許可を受けずに資材の屋外保管を行った者や命令違反のあった者に対して、地方自治法に基づき地方自治体が条例で定めることのできる上限額である100万円以下の罰金を科すこととしております。 今後、罰則規定につきましては検察庁とも十分に協議を行って参ります。	11件

編集発行

川口市議会議員

宇田川 好秀

埼玉県川口市安行1117

TEL.048-294-3131 FAX.048-296-7070

印刷/コスモプリント株式会社

市政情報
発信

http://gakkainavi.com/udagawa/report.html

宇田川レポート更新中!!